## 共生型生活介護・共生型機能サービス料金

令和6年5月1日

## 共生型生活介護

利用料金の目安は、次表のとおりです。

	利用1日あたりの金額
利用料	6970 円
利用者負担額	697 円

事業所がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

加 算 項 目	利 用 料	利 用 者 負担額	内容
サービス管理責任者 配置加算	0円	左記の 1割	共生型でサービス管理者を配置して ある場合
福祉介護職員処遇改 善費	単位数の 8.0%		職員に対するキャリアアップのため の処遇改善費
高次脳機能障害者支 援体制加算	41 単位		
食事提供体制加算	30 単位		
初期加算	30 単位		

## 共生型機能訓練

	利用1日あたりの金額
利 用 料	7210 円

加	算	項	目	利	用	料	利用者負担額	内容
	·ビス智 加算	管理責任	壬者			0円	左記の 1割	共生型でサービス管理者を配置して ある場合
福祉 善費	介護聯	战員処证	遇改		単位数 <i>0</i> 13.4%	)		職員に対するキャリアアップのため の処遇改善費
食事	提供包	<b>卜制加</b> 拿	算		30 単位			

初期加算	30 単位	

<提供するサービスの料金とその利用者負担額について>

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。 利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み (1割の定率負担と所得 に応じた負担上限月額の設定)となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※ 障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利 用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

※ 訓練等給付費について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、訓練等給付費の全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に訓練等給付費の支給(利用者負担額を除く)を申請してください